

平成 29 年度第 1 回 鳥取県手話施策推進協議会

日時：平成 29 年 5 月 24 日（水） 午前 10 時～正午

場所：県庁特別会議室（議会棟 3 階）

（竹ノ内） 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、ただ今より、平成 29 年度第 1 回鳥取県手話施策推進協議会を開催いたします。開会に当たりまして、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長の小澤より挨拶申し上げます。

（小澤） 改めまして、皆さんおはようございます。鳥取県障がい福祉課長の小澤でございます。まずは、お忙しいなかお集まりいただきました委員の皆様、御礼申し上げたいと思います。そして、長らくこの手話施策推進協議会のほう開催ができませんでしたことについて、お詫びを申し上げたいと存じます。県のほうも、昨年度いろんなイベント等突発的な事項等ありまして、こういった重要な会議が開催できなかったことを私としても遺憾に思っておりますが、手話言語条例を定めております鳥取県におきまして、こういった手話施策を進めていく協議会が設置されているということでございますので、今後はしかるべきときに開催ができるように努めていきたいと思っております。委員の皆さん方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日はそういった関係で、開催時期とかなかなか調整が難しかった分もございまして、本来であれば、予算とかを固める前にご案内をということでありましたが、この時期になってしまったことにつきましても、まずはお詫びをということでは思っているところでございます。本日は、平成 29 年度当初予算等のご説明ということも兼ねて議事のほうに入れさせていただいております。そういった説明のほうも事務局のほうからご紹介をさせていただければと思ひまして、現状といたしまして「あいサポート条例」というのを、今、この 6 月の議会で上程するということをご予定しているところでございまして、今その準備を我々としてもしているところでございます。この「あいサポート条例」でございますが、障がいの方が更に暮らしやすい地域を作っていくということのための条例ということで、中身のほうは、またご説明をさせていただきますけれども、障がいの方に対する情報アクセシビリティ・コミュニケーション手段の確保。それから災害時、昨年度起きました中部地震なども踏まえまして、災害時に障がいの方が避難をしやすい体制を作るであるとか、そういったことに関しても盛り込ませていただいております。こういった取組を進めていくことで、障がいの方が暮らしやすい地域を作っていくということで、県としても進めていきたいと思っておりますし、そういった条例のほうがこの手話施策の推進についても、更に後押しできるようなものになっていけばと思ひしているところでございます。最後になりますが、本日の会で、有意義な議論をしていただき、またご意見を踏まえて施策のほうを進めさせていただければと思ひしておりますので、皆様方におかれましては、忌憚なきご意見のほうよろしくお願いできればと思ひしております。以上でございます。

（竹ノ内） そうしますと、会議を始める前に本日の資料につきまして、事前にお送りしておりますけれども、今日ご持参いただけていないという委員さんおられますでしょうか？ それとお送りしました資料の一部に差し替えがございますので、差し替え分ということで、次第と資料の 1 頁・2 頁のほうを配布しております。あと、本日の追加資料ということで、要望書と手話パフォーマンス甲子園の資料を付けさせていただきます。

それでは、ただ今より開始いたします。この度の協議会委員の皆さんにつきましては、今年3月29日付で委嘱いたしまして、最初の協議会になります。また、オブザーバーの皆様におかれましても、新たに就任いただいておりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思っております。名簿順をお願いいたします。

(石橋) 皆様、おはようございます。公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長をしております石橋です。

(尾田) おはようございます。鳥取県東部聴覚障がい者センターの尾田と申します。よろしくをお願いいたします。

(国広) おはようございます。全国手話通訳問題研究会鳥取支部の国広と申します。よろしくをお願いいたします。

(藤井) おはようございます。鳥取県手話サークル連絡協議会の藤井と申します。よろしくをお願いいたします。

(今西) おはようございます。あいサポートメッセージの今西賀子といいます。よろしくをお願いいたします。

(前根) 鳥取県厚生事業団あさひ園から参りました前根でございます。よろしく申し上げます。

(下田) おはようございます。鳥取県立鳥取聾学校教頭の下田と申します。よろしく申し上げます。

(徳永) おはようございます。鳥取医療センター事務部長の徳永と申します。よろしく申し上げます。

(小野澤) 鳥取市障がい福祉課で課長をしております小野澤と申します。よろしく申し上げます。

(坂口) おはようございます。岩美町福祉課長の坂口でございます。よろしく申し上げます。

(谷口) おはようございます。伯耆町福祉課長の谷口でございます。よろしく申し上げます。

(前田) おはようございます。鳥取労働局職業安定部職業対策課長の前田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(森脇) NHK鳥取放送局企画編成部副部長の森脇と申します。よろしく申し上げます。

(松原) おはようございます。警察本部教養課長をしております松原でございます。よろしく申し上げます。

(足立) 失礼いたします。鳥取県教育委員会特別支援教育課の足立と申します。よろしく申し上げます。

(明場) 障がい福祉課の明場と申します。よろしく申し上げます。

(竹ノ内) ありがとうございます。それでは、先程も申しましたとおり今回委員改選後初めての協議会となることから、会長を選任する必要があります。資料にも付けておりますが、鳥取県手話言語条例第20条に「協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定がございます。つきましては、本日委員の皆様の中から会長を決めさせていただきますが、立候補または推薦はございませんでしょうか？

無いようでしたら、事務局のほうで案を考えておりますけれども、そちらのほうを紹介させていただきます。事務局案としましては、前回まで会長を勤めていただきました石橋委員に引き続き会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

(拍手)

ありがとうございます。それでは、石橋委員さまに会長をお願いいたします。それでは、石橋会長様一言ご挨拶をお願いします。

(石橋) 改めまして会長にご指名いただきました石橋と申します。鳥取県手話施策推進協議会は2年ぶりに開催されました。鳥取県手話言語条例がPDCAサイクルに則りこの推進協は大切な会議だと思っております。昨年は一度も開かれてなかったのがとても残念に思います。おそらく委員の皆様もたくさんの意見を今日お持ちであると思います。ぜひ皆様のご意見を伺いたいと思います。遡りますと平成25年10月8日、全国で初めて鳥取県で手話言語条例が制定されました。現在全国で97の自治体が条例を制定しております。また、昨年で申し上げますと、平井県知事が会長になって「手話を広める知事の会」も発足されました。そして、全国の市区長会も立ち上がりました。その後、全国都道府県の議長会につながるかという動きも出ております。このように広がっている動きというのも喜ばしいと思います。それから、先日の3月議会でも、奈良県、大阪府におきまして言語条例が制定されましたけれども、大変中身が素晴らしいものになっています。実は、4年前の鳥取県で条例を立ち上げるときにも前例の無い、モデルも無い、ほんとにゼロからの出発をしましたけれども、その後、全国が鳥取県をモデルとして、また、各地区の特色を盛り込まれてとてもいい条例ができていると思います。ただ、鳥取県はほんとに前例が無いところからスタートして、その後いろんないい条例ができていますので、そのスタートした鳥取県、いろんな背景がございましたけれども、今日お越しの皆様のご支援をいただきまして、忌憚のないご意見をいただき、この鳥取県がもっともっと、いい条例になっていければ私も嬉しく思っております。どうか、今日はよろしくをお願いいたします。

(竹ノ内) ありがとうございます。議題に入る前にお願いがあります。発言の際には、お名前を名乗っていただき、ゆっくりとご発言いただきますようよろしくお願いいたします。また、会の円滑な進行にご協力をお願いいたします。それでは、ここからは石橋会長に議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(石橋) それでは議事に入りたいと思います。本日の議事は4件ございます。まず1件目、それから2件目を一括して事務局よりご説明していただきたいと思います。その後、また皆様からご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(明場) まず縦長のA3の大きな長い資料をご覧いただきたいと思います。「鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について」ということでございます。推進計画に挙げております項目ごとに整理をしておりますので説明をさせていただきます。上から順に説明をさせていただきますが、まず実施施策として、県民向けミニ手話講座の開催ということで、これは夏休みに親子講座を開催しております。東・中・西部で3回ずつということでございます。講座は28年度全部で36回開催して221人が受講されているということでございます。29年度に向けまして、同じような取組を親子ミニ手話講座でありますとかミニ手話講座を各圏域で開催したいと考えております。

2番目にいきまして、手話学習会開催事業費等ということでございます。企業等あるいは10人以上の手話学習グループへの補助対象としたものでございます。28年度は19件の申請があり74回開催されました。延べ1609人が受講されたということでございます。これにつきましても29年度に80回程度の開催を予定しております。

続きまして、手話サークル等助成事業費補助金でございます。これは手話サークル連絡協議会のほうにも補助金を交付して活動を支援しているものでございます。これも継続して29年も行うということでございます。

そして手話パフォーマンス甲子園の開催ということでございます。昨年第3回の大会を倉吉未来中心のほうで開催させていただきました。これにつきましては29年10月1日ということで予定をしております。場所はとりぎん文化会館。若い世代である高校生をターゲットにして、手話により親しんでもらおうという趣旨で行うものでございます。

続きまして、手話啓発イベントの助成ということで、「2016年鳥取県手話フォーラム in とっとり」の運営費に対して助成を行いました。昨年度11月10日に県民ふれあい会館のほうで行われたものですが、これにつきましては今年度も11月5日に開催が予定されているということで引き続き助成することで考えております。

続きまして、教育における手話の普及ということでございます。手話普及支援員派遣制度ということでございまして、手話普及コーディネーターが各学校へ手話普及支援員を派遣して学校で手話学習をサポートしていくということでございます。これにつきましては29年度派遣先に私立学校を対象外としまして、これにつきましては教育学術振興課のほうで講師派遣を補助するというところでございます。そして幼稚園・保育園・認定子ども園を対象に追加したというところでございます。

続きまして、手話ハンドブック等の活用推進ということでございます。小学校新1年生分のハンドブックを増版して配布しておったんですけども、29年度につきましては中学生・高校生向けの教材についても作成・配付の予定でございます。

聾学校との交流学習の推進ということでございます。聾学校と地域の学校との交流だとか居住地の学校との交流ということを実施しておりまして、これについては引き続き維持していくということでございます。

学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定ということでございまして、全小中学校、高等学校において窓口役を指名するという事で各学校長がこれを指名するという事になってます。これについては、今まで予定施策ということでしたが実施施策として対応しているというところでございます。

続きまして、公共交通機関等における手話の普及・情報発信ということでございます。行政職員向け手話講座を開催しております。これは鳥取県の人材開発センターのほうで開催をしております。これにつきましては引き続き今年度も行っていくということでございます。

そして、知事定例会見での手話通訳者の配置ということでございまして、これについても引き続き今年度もやっていくということでございます。

手話の環境整備ということでございます。手話通訳者の養成・派遣事業等の充実ということでございまして、手話通訳者の養成研修修了者でございます。そこに上がっておりますが、28年度につきましては通訳Ⅰのほうで8名、Ⅱの方が9名。そして手話通訳者の派遣件数でございます。28年度1048件ということでございます。そして人数でいきますと1673人ということで、これについても引き続き継続して行うということでございます。

手話通訳者トレーナーの配置ということで、これにつきましては28年度120件、これについても引き続き行っていきます。

イの聴覚障がい者相談事業の充実ということでございます。相談事業につきましては、鳥取県聴覚障がい者センターにおいて行っていただいているわけですが、28年度は2640件ということでございます。これについても引き続き行うということでございます。

手話学習等による見守り手話ボランティアにつきましては、現在まだ未実施ということでございまして、これについては今後いろいろ議論を重ねながら進めて参りたいと思っております。

ウのところですが、鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進ということでございます。鳥取聾学校地域支援部の充実ということでございまして、各種団体からの要請に応じて研修会の開催の支援というのを実施しているところでございますが、これについては引き続き行わせてまいります。

続きまして、手話検定等受験料助成制度ということでございます。教職員の手話検定料だとか通信教育受講料、これについて補助しております。28年度の実績としましては聾学校教職員の受験予定者が59名、聾学校以外が14名ということでございます。これにつきましては29年度は56名の受験を予定しているというところでございます。

続きまして、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上ということでございます。教職員手話研修会につきましては、月1回程度開催しております。初任者・転入職員対象の研修会であったり、聾学校において聴覚障がい者に関する専門の研修会を開催しております。これにつきましても引き続き今年度も行っているというところでございます。

新しい手話コミュニケーション環境の創出ということでございます。平成25年度から遠隔手話通訳サービスというのをやっているんですけども、それに27年度からは電話リレーサービスというのを行っています。利用実績としましては、そこに書いてあるとおりではございますけれども、遠隔手話利用者は356件、電話リレーサービスでは1044件ということでございます。これについても引き続き行って参りたいと思っております。

続きまして、ろう者向けICT学習会ということでございます。遠隔手話通訳とか電話リレーサービスの使用方法の講習でございます。これにつきまして災害時等の情報取得の重要性ということもありまして、タブレット等の活用についての講習会というのを29年1月26日に開催したところでございます。これにつきましても引き続きICTの活用方法についての学習会を開催していきたいというふうに思っております。

オのところですが、ろう者が働きやすい環境づくりというところでございます。聴覚障がい者就労支援事業というところでございますが、聴覚障がい者が就職活動をされる際の面談の場面に手話通訳者を派遣するというのをやっております。28年度は20件の実績がありました。これについても引き続き行って参るというところでございます。

最後、カですけれども、とっとりの手話の文化的発展ということでございます。鳥取の昔の地域手話の保存継承を通じて手話の文化的な発展に対する取組に対して補助金を交付するというものでございます。内訳としましては、高齢ろう者の手話を動画に記録したり、11月6日に開催された「鳥取県手話フォーラム in とっとり」において成果発表が行われたというところでございます。これについても引き続き行って参るというところでございます。

続きまして3頁のほうをご覧ください。数値項目に係る実績ということでございます。登録手話通訳者数につきましては28年度時点で53名ということでございます。24年に比べればだいたい倍近くに増えてきて順調に推移してきているのかなというふうに思います。手話通訳者設置事業人役ということでございます。これにつきまし

ては28年度で4.41人役ということで目標数値にかなり迫っているのかなというところでございます。手話通訳者派遣件数につきましては1673件ということで、24年の3倍。これについては目標をクリアしているという状況でございます。手話講座等受講者数ということなのですが、これにつきましては1851人ということで、これについては目標値までもう少しというところでございます。そして、手話等で対応できる県職員に占る割合ということでございますが、これについてはまだ数字を出し切れておりません。というのは、そもそも手話ができるという職員自体まだちょっと曖昧なものですから、考えなければと思いつつながら今日に至っているというところでございます。同じく、学校における手話の取組の実施についても同様でございます。実績としてはこういう状況でございます。

ページをおめくりいただきまして4頁をお願いします。29年度の関係予算。これは当初予算ということで説明をさせていただきます。手話の普及ということでございましてミニ手話公開講座を開催すること。それから手話学習会等の補助金、手話サークルへの補助、手話啓発イベントへの補助、聴覚障がい者福祉研修会への補助ということで、これは従前通りの案件でございましてこれらについての予算でございます。新しい要素としましては一番最後のところですね、中国地区合同手話研修ということで、これは中国各県の持ち回り大会なんですけれども、これに対しての補助金ということでしております。

②のところですが、手話を使いやすい環境整備ということでございます。ICTを活用した遠隔手話通訳サービスだとかリレーサービス、これも引き続きやっていきたいと考えておりますし、音声を変換するシステムについても引き続きやっていく。それから手話通訳者のトレーナー、経験の浅い手話通訳者へのサポートをしながら現場でそういった技術向上を図っていくというものでございますけれども、これについても予算を付けているところでございます。手話通訳者設置・派遣でありますとか、養成研修、それから指導者養成研修への派遣だとか、こういった研修的な人材育成的な部分についても予算を付けているところでございます。それから頸肩腕症候群の検診費用の助成ということでございます。これについても予算を付けております。あとは、今回開催しております手話施策推進協議会の経費でありますとか、とつとりの手話を創り・守り・伝える事業への補助であります。5頁のほうに参りまして、聴覚障がい者相談員ということで3圏域に聴覚障がい者相談員を置いておりますけれども、これについて助言なり関係者との調整を行うものでございます。

そして③番、手話パフォーマンス甲子園ということで、先ほど説明しましたが、第4回ということでございまして、それに向けて非常勤職員を1名配置するというところになっております。

④番、聴覚障がい者センター関連経費ということで、字幕入り映像作品の貸出事業を実施するというところでございます。

続きまして、要約筆記事業ということでございまして、要約筆記者の研修に係る経費、それから要約筆記者の設置・派遣事業ということでこれについても予算を付けているところでございます。

続きまして6頁をご覧ください。これは教育サイドのお話でございます。特別支援教育課のほうの事業でございますけれども、聴覚障がい者基礎研修会の開催ということで、初任者だとか転入職員対象の研修会を開催するというところ。それから、手話講座を開催して、聾学校の職員とか寄宿舎指導員対象の手話講座を開催する。それから、

聴覚障がいに関する専門研修会の開催でありますとか、教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費の助成、あるいは教職員手話検定料とか通信教育受講料についての補助費ということでございます。それから、手話通訳者の派遣というところがございます。

続きまして②、すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくるということでございます。29年度、新しい動きとしまして手話言語条例学習教材の作成・配布ということでございます。手話言語条例の基本理念とか手話に対する理解を深めるために、そういった手話に関するろう者の歴史をテーマとした教材を作成し配布するということを考えているところがございます。手話普及コーディネーター・普及支援員の配置ということであったり、聾学校幼児児童生徒との交流学习、聾学校の教職員による出前講座の開催であったり、手話ハンドブックの配布、指文字タペストリーを作って指文字への関心を深めてもらうというようなことを考えているところがございます。

7頁のほうは手話関連基本データということでございます。県内の身体障がい者手帳の所持者数が、聴覚障がいの方が2894名。このうちのろう者は500名と記載されております。それから登録手話通訳者数でございます。29年3月時点で53名、手話奉仕員が76名という状況でございます。あとは見ていただければというようなところかと思います。

そして、さきほど説明させていただきました予算は、29年度当初ということでございますが、冒頭説明がありました「あいサポート条例」というのに取り組んでおります。その中の6月補正というところで予算というのも考えています。資料としてはまだ財政当局との協議の最中でございますので、口頭でこんな感じということで、後でちょっと説明させていただきたいと思っております。「あいサポート条例」につきましては、それを制定しまして啓発していくということで、フォーラムとかを開催していきたいというところが一つございます。それと一つのテーマとしまして、差別解消法の施行に伴いまして差別解消に向けた相談支援体制ということがございますので、障がい者差別解消相談支援センターというものを設置するというのと、普及啓発もやっていきたいというふうに考えております。それと、災害時の対応ということがございまして、これにつきましても地震関係を中心に、市町村と連携しながら配備するというようなかたちでのものも考えております。そして同じく災害に関して、やはり障がい者の方の地域における地域での居場所づくり的な部分にも目を向けて、日ごろから災害時に協力しあえるような関係を構築するという部分が大事なのかなというようなところもございまして、その部分でも考えているところがございます。

お手元の資料で、ちょっと紹介させていただきたいのですが、28年7月29日「西部ろうあ仲間サロン会」のほうから陳情をいただいております。お付けしている資料につきましては鳥取県手話施策推進協議会長宛ということでございますが、これについては鳥取県知事宛ということでもいただいております。内容について簡単に説明させていただきますけれども、サロン会さんにつきましては、27年の秋から活動を開始されて4月に認可をされておられます。これにつきましては、内容としまして地域における自治体だとか民生委員と連携を図って実践活動を広げていくというようなことを計画しておられたり、主に要望内容としましては、手話施策推進計画の手話施策推進方針(1)ということで、手話の普及、ろう者に対する理解促進に共鳴するということがございます。そういったこともありまして、そういったサロン会で地域における自治体等との連携を図りながら地域における障がい者の方の居場所づくりという

ような観点で活動を進めておられるということで、それについて補助を検討いただきたいという旨のものをいただいております。次のページにつきましては難聴者支援ということでございまして、難聴者に対する支援ということで「手話を楽しむ会」みたいなものを開催して、サロン会として難聴者への活動に対して行っていく。これについても補助をご検討くださいという旨の要望をいただいております。これにつきましては、本来いただいた後で予算要求に向けて推進協議会を開催して皆さんにお諮りするという手順を踏むべきだったんですけども、冒頭来説明がありましたように、昨年度開催できなかったということもございまして、その点について深くお詫びいたします。関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことににつきましてお詫びします。そういう案件がございまして、これに伴いまして、条例の一つのコンセプトでもあります地域での障がい者、地域での居場所づくり的な居場所確保的な部分での活動を推進していくという部分の予算要求ということも今回の補正のほうでも入れているというようなところでございまして、説明については、以上なんですけども、説明の中で教育委員会に係る経費につきましてなにかありましたら説明のほうをお願いします。

(足立) 訂正と補足をお願いしたいと思います。まず訂正ですが、A3の2頁目の資料の中程に鳥取豊学校・難聴学級における「手話による教育」の推進というのが書いてありますが、その二つ目のポツ、手話検定等受験料助成制度の中に平成28年度豊学校教諭の受験予定者数59人とありますが、これは予定ではありません。実績ですので予定を削っていただければというふうに思います。これが訂正でございまして、それから補足の説明としましては、手話言語条例学習教材を新たに今年度作成する予定にしているということは資料の中で何点か出て参りました。どういう教材かということについて少し説明をさせていただこうと思います。対象としましては、主に中学生・高校生向けの学習教材で、内容としましては平成26年度に豊学校の中学部・高等部の生徒が発表した演劇を元にした副読本とか、実際の演劇の映像を収めたDVDというような教材を作成して、中高生が手話に関するそういう取組を学習できるテーマを主とした学習教材を作成する、そういう内容にする予定にしております。以上です。

(石橋) ありがとうございます。議事1番2番と説明がありましたけれども、皆様の中でご意見があれば、出していただきたいと思っております。一点、確認したいんですけども、修正が必要ではないかと思われる点がございまして、3頁、数値目標項目に係わる実績のところ、手話通訳者の設置、団体派遣に関わるところで、平成27年1655とありますけれども、1031が正しい数ではないかと思うんですけども、翌28年が1673ですけれども、1048件が正しいのではないかと思います。といいますのが、7頁をご覧ください。基本データのところで、ちょっと照らし合わせてみますと、3番の手話通訳者派遣事業の状況27、28年度。ここの数字とちょっと若干違うように感じます。おそらく派遣をした実際の人数のことをいっているのではないかと思いますので、ちょっとその辺を確認したいと思います。

(竹ノ内) 先ほどのご指摘でございまして、石橋会長がおっしゃられるとおり数字のほうを間違えておりました。この数値目標項目に関わる実績を派遣人数のほうを書いていたので、ご指摘がありましたとおり、平成27年の1655につきましては1031件、平成28年度の1673件につきましては1048件ということでご訂正いただきますよう、よろしくお願いたします。申しわけありませんでした。

(石橋) それでは、皆様のほうから、ご質問・ご意見がありましたら、ご遠慮なくお願いたします。

- (藤井) 資料4頁で、平成29年度関連予算の中の手話通訳者の頸肩腕症候群の検診費用助成というのがあるんですが、これまでに助成の実績というのがあれば、教えていただきたいんですが。
- (石橋) よろしくお願ひします。
- (竹ノ内) 実績につきましては、現在のところ実績はありません。
- (藤井) ありがとうございます。実績はないということでしたけれども、これは助成を受けようと思ったら申請をしなければいけない。で、審査とかがあるのでしょうか。教えてください。
- (石橋) 事務局、お願ひします。
- (竹ノ内) そもそもこの申請にかかる制度的なところ、そこがまだ確立していないという実情です。といいますのは頸肩腕症候群のほうの診れるドクターが鳥取県内のほうにはいらっしやらないということがございますので、県外のほうに行っていたくためのことだとか、またドクターに来てもらうとかというところもございまして、その辺り、県のほうで制度的なことがまだということで。実際のところは、予算のほうは組んでいるんですけども、活用すべき制度ができてないというところが現状のようです。
- (藤井) 制度が整備されていないのに予算を付けておられるということですか？通訳者にとって、頸肩腕症候群というのはとても身近な病気として、手話の活動をたくさんしているからなるという病気というわけでもなく、回数が少なくてもなってしまう病気です。で、とても身近な問題なので、そのところは早く整備していただきたいなと思っています。
- (石橋) 事務局、お願ひします。
- (明場) 頸肩腕症候群につきましては、先ほど説明しましたとおり制度的にちょっと不十分ということもございまして。予算要求して取っているんですけども、実際問題の今までの、たぶん周知が徹底していなかったということもあろうかと思うんですけども、そういった部分での話というのがなかったということもあって、制度的な部分が追いついていないというところございまして、この点につきましては、我々も非常に問題意識を持っておりまして、今までの不十分だった点を早急に改めまして、皆さんがこの予算を使えるような枠組というのを考えていきたいと思っております。ただ、先ほど申しましたとおり、なかなか医師の確保だとか難しい点もあって、なかなかすぐにかたちにならないのかもしれませんが、その辺りも含めつつ、早急に対応を考えていきたいと思っております。
- (藤井) はい、ありがとうございます。早急によりしくお願ひします。
- (石橋) この件につきましては、2年前、この推進協議会の中で問題点として議題に上がっていたと思います。以前、福祉保健部長の松田部長のご挨拶の中にも、きちんと対応したいというふうな挨拶があったと思います。具体策としてどのようにされるのか。全国手話通訳問題研究会鳥取支部の方、それからこちらの協会と一緒にプランしていきましょうということで、当時、県と確認したことを記憶しておりますけれども、実際、鳥取医療センターの前事務局長さんと3人でお話をして、今後どういうふうにしていったらいいのかということで、ただ日程調整がされないまま立ち切れになったという経過があったかと思ひます。頸肩腕といいまして甘くみではいけないと思ひます。いつ発症するか分かりません。実際手話通訳の派遣者を見てもそうですが、各市町村におきましても支援事業を推進しておられます。この資料には市町村の支援事業に

については書いておりませんが、実際手話通訳者は県の事業でもない。そして市町村の事業でもない。事業を掛け持ちしながら対応しています。そういった支えていただく方々を守るためにも、きちんと頸肩腕に関する対策を充実させていただきたいと思えます。たしか、鳥取県内にその専門の医療機関が無いということはおっしゃるとおりでございます。ただ、無いからといって予算を実施しないということではなくて、予算がある以上実施して、ただ医療機関に受診するための予算費用で、交通費補助というふうになっておりませんので、それだけであればなかなか行っていただける方はいらっしゃいません。どうか、鳥取県内で受診ができますように、やはりこれは早急に対策課題として実施していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(明場) 今いただきましたご意見につきまして、たしかに県内に医療機関がないという辺りを、今後どうやって代替していくか難しい問題ではあります。ただ、そうは言いながらも放置しているということも参りませんので、この辺につきましては、対応案というか考えまして、皆様にこの推進協議会の場とかを借りまして、皆様のご意見集約しながら、まとめていきたいというふうに思っております。

(石橋) よろしくお願いたします。そのほかの方。国広委員お願いします。

(国広) 幾つか質問がございますので、一つずつ質問するのがいいのか。あるいは、まとめてほうがいいのか。いかがでしょうか。

(石橋) 一つずつのほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

(国広) それでは、資料1頁(1)アの項目のところです。手話学習会開催事業等補助金、平成28年度申請と開催回数と人数がございますが、若干27年度より3件増え、例えばこれの件数の一覧というのはご提示いただけるのでしょうか。それと予算に、29年度の取組み状況の中に80回開催予定ということですが、予想でだいたい何件ぐらいを想定されているのか。まずこの部分の質問です。

(石橋) では事務局より、説明をお願いします。

(渡邊) 失礼いたします。障がい福祉課社会参加推進室の渡邊でございます。手話学習会開催事業費補助金のご質問でございます。何件申請で何回開催というふうに挙げてございますが、前段として簡単に制度の概要を説明いたします。この制度につきましては、手話学習会を開催される事業者とか手話学習グループ様を対象に、年6回を上限に補助事業を制度設計しております。そのための何件というのは、申請された事業者やグループの数でございます。回数というのが、それぞれ事業者様が1回の場合もありますし最大6回使っていただく場合もありますので、何件何回というふうに記載しております。どういった事業者がご活用いただいているかということでございますが、今日は資料の一覧はお持ちいたしておりません。事業者の一覧ということであれば差支えないと思えますが、少し検討させていただければと思えます。また、この80回開催予定、29年度ですね、これにつきましてですけれども、事業者数何件としては予算としてはしておりません。80回分に対応したかたちで、具体的に申しあげますと、1回が15000円を上限にしておりますので、その80回分ということで考えているところがございます。ちょっと回答不十分な点がございますが終わります。以上です。

(国広) ありがとうございます。質問をきちっと申しあげなくて申しわけなかったんですが、要は、たくさんの人にこういう学習会を開いていただいて、手話の普及という部分につながりますので、例えば“こういうのをやりたいね”というときに、“こういう制度がありますよ”ということをしてPRする役も委員としては担っているのではないかと

思ったものですから、質問をさせていただきました。また一覧を後日いただければありがたいと思います。

二つ目の質問をしてよろしいですか？

(石橋) はい、どうぞ。

(国広) それでは、同じ1頁で、教育における手話の普及のところでは、手話普及支援員派遣制度のところでは、29年度の取組として私立高校を対象外にと書いてあります。その中で、講師派遣を補助するという事なんです、この講師派遣というのは手話普及支援員を派遣というふうに捉えていいのか、あるいは普及員ではない別の方を派遣というふうに捉えていいのか、ここの詳しいお話をお聞きできればと思います。よろしくをお願いします。

(石橋) 事務局より、説明よろしくをお願いします。

(足立) この講師につきましては、普及支援員以外の方でも可能だということと、補助としましては、かかった費用の4分の3を補助するというような内容でございます。

(国広) ありがとうございます。ということは、教育学術振興課に学校から依頼があって、課が講師を選定して派遣をするということなんでしょうか。その講師基準というのはございますか。どういう方々が行かれるのか、お聞きできればと思います。

(足立) 学校のほうがこういう講師の方に来ていただきたいというかたちで、私立高校のほうが選ぶというかたちになろうと思います。それに対して、かかった費用のいくらかを補助するという制度になっていると思います。

(石橋) このことに関しまして、私立高校を管轄している教育学術振興課の担当の方から、我々の協会に相談がありました。協会の選んだ講師が派遣されることになると思います。一般の依頼はまだございません。

(国広) それでは次の質問をいたします。ウのところでは、行政職員向け指導講座の開催で、28年度の実績を教えてください。この参加者数を教えてください。

(石橋) 事務局、お願いします。

(明場) 申しわけありませんが、今手元に数字が無いものですから、また改めてお示しさせていただきます。

(石橋) では、次の質問をお願いします。

(国広) 2頁です。手話をしやすい環境整備アのところの手話通訳者の養成研修・派遣事業。手話通訳者数53名というのが資料によって示されております。ここのところの受講者というのは何人だったのかということの一つ。同じところで、派遣件数がございます。このときの派遣は手話奉仕員という数は加えてあるのでしょうか。といいますのは、他の資料を見ますと、手話通訳者等ということで、等の中に含まれているというふうに理解はいたします。ところがこの資料では、等ということが書いてございませんので、奉仕員が含まれているのかお尋ねしたいと思います。なお、この平成28年度の数字1048件ですが、基本データの7頁によりますと、1049となっております。この数字はどちらが正しいのか、併せてお伺いします。

(竹ノ内) ご質問にありました手話通訳者養成研修の受講者数ですけれども、ちょっと今手元に資料がありませんので、こちらにつきましても改めてご回答させていただきたいと思っております。次の質問にあります手話通訳者の派遣件数のところですが、この件数の中には手話奉仕員が行かれたのも含まれております。ですからこちらのほうも「手話通訳者等」というのが資料としての書き方だということだと思っております。あと三つ目の質問ですけれども、平成28年度の手話通訳者の派遣件数ということで、基本資料の

ほうには 1049 件とありますけれども、資料の 2 頁のほうには 1048 件ということですが、正しい数は 1048 件です。ですので、基本データのほうが誤りだということで、申しわけありませんけれども訂正のほうよろしくをお願いします。

(国広) ありがとうございます。次です。同じく (2) のイのところ、聴覚障がい者相談員、件数が上がっておりますが、これはたとえば圏域ごとの件数というのはお示しただけのんでしょうか。もしお示しただけのようであれば、お願いをしたいと思えます。今なければ後日で結構でございます。

(石橋) では、事務局、説明をお願いします。

(竹ノ内) 相談支援数につきましては、今回、県全域でまとめた数を当てさせていただいておりますけれども、データとしては東・中・西それぞれの圏域ごとでありますので、こちらのほうは、また後日示させていただくことは可能です。それではまた、こちらのデータにつきましても付けさせていただきます。

(国広) きっちり細かいデータをいただきたいということで質問しております。次のウのところ、鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進のところ、ポツ二つ目、手話検定等助成制度の中で教職員の手話検定とありますが、これが手話検定の、できれば級ごとの数を教えていただければというふうに思います。5 級 4 級というのは、手話を学んで 6 カ月とか 1 年という短い期間で、準 1 級・1 級になりますと手話通訳ができるレベルというふうにそれぞれ段階がございますので、学校の教職員の方々がどれぐらいの級の方が多いか知りたいと思って質問しました。

(石橋) ご説明をお願いいたします。

(足立) 受験者数と実際に所有者数が一致しない部分もあるわけなんですけども、28 年度末ですので、29 年 3 月 31 日現在で、聾学校の検定の所有者数としましては、1 級が 20 名、準 1 級はありません。2 級が 21 名、3 級が 11 名、4 級が 9 名、5 級が 10 名というような状況でございます。

(国広) ありがとうございます。それとオのところのろう者が働きやすい環境づくりのところ、聴覚障がい者就労支援事業、平成 28 年度 20 件でございますが、これは手話通訳者等派遣数に加えられていますでしょうか？お尋ねいたします。

(石橋) では、説明をお願いいたします。

(竹ノ内) もう一度お願いできますでしょうか。

(国広) 2 頁のオ、ろう者が働きやすい環境づくりのところの聴覚障がい者就労支援事業の平成 28 年度 20 件。これは手話通訳者派遣と書いてありますので、これは通訳者派遣数も加えられているのでしょうか。

(石橋) よろしいでしょうか？ご説明いただけますでしょうか。

(竹ノ内) 今のご質問の件につきましては確認をさせていただきます。改めてご回答させていただきます。

(石橋) このほかに、ご質問ございますか？

(国広) 予算書で、拡充した事業と縮小した事業をご説明いただけませんか。これによりますと、昨年度とどう変わったのかというのが見えません。今年度の予算額しか分かりませんので。新規については平成 29 年と書いてありますので確認できますが、拡充した部分と縮小した事業、それについてお示しいただければありがたいです。

(石橋) では、事務局をお願いします。

(明場) 今確認していますが、時間がかかりますので、また後にさせていただきますでしょうか。

- (国広) 今年度から、岩美高等学校で手話授業が始まったと聞いています。それについて状況をご説明はいただけるのでしょうか。それとも、この会議とは別ものなのでしょうか。いかがでしょうか。
- (石橋) では、続けて説明をお願いします。
- (足立) 岩美高校で手話に関する学習が始まっておりまして、高等学校課というところが主管ではあるんですけども、本課でもある程度状況は把握しておりますので、少し、担当のほうから説明させていただきたいと思います。
- (中井) 失礼します。特別支援教育課の中井と申します。よろしくお願いたします。今年度から岩美高において「手話基礎Ⅰ」という学校設定科目がスタートしました。担当のところが気になるところかと思うんですが、岩美高の職員と聾学校のろうの職員が兼任というかたちで岩美高に週2時間行かせてもらって、手話基礎Ⅰの授業を一緒にしております。それと合わせて、手話普及支援員の事業があったと思うんですけども、それも活用しながら、手話普及支援員が学習の中に入って手話の学習を補助する、情報保障をするというかたちを取らせていただいております。
- (国広) はい、ありがとうございます。
- (竹ノ内) さきほどの29年度予算につきましてご説明いたします。全体的には28年度予算からの大きな拡充とか縮小というものはございません。ただ、細かくいきますと、新しく手話通訳者養成研修等の中に、資料の2頁にもありますが、(2)のAですね、1番目、手話通訳者養成研修派遣事業の右の欄です。こちらのほうの手話通訳養成研修の開催というところに、通訳Ⅰ、通訳Ⅱという次に通訳Ⅲというのがございます。29年度新たにこの通訳Ⅲというものを新しく入れております。これが一応この辺りが変わっている状況です。
- (石橋) この通訳者養成だけではなくて、要約筆記者の養成も充実していかなければいけないと思います。そうでしたね。
- (竹ノ内) 会長さんのおっしゃるとおり、要約筆記者指導者養成研修につきましても、伝達研修というのを実施するということも新しく加えております。
- (石橋) はい、どうぞ。
- (足立) 教育委員会特別支援教育課関係での予算について、拡充、縮小、それぞれの説明をさせていただきます。まず、縮小の部分ですけども、この表にはありませんが、昨年度までUDトークを配置する事業がありました。それはすべて配備が終了しましたので、それは今年度から削っております。また、拡充につきましては、29年度新と書いてあります「教材の作成」という部分が拡充の部分でございます。
- (石橋) よろしいでしょうか。
- (国広) 学校関係でお聞きしたいのがあります。資料6頁②一番下です。指文字タペストリー作成・配布となっておりますが、現在何校配布済で、今後の配布枚数で、これがいつまでお続けになるのかということをお尋ねしたいと思います。
- (石橋) 説明をお願いします。
- (足立) 特別支援教育課でございます。3年がかりですべての小学校に配置する計画で、今年度が最後です。今年度ですべての小学校に配布される予定です。
- (国広) ありがとうございます。
- (石橋) そのほかに、ご質問・ご意見ございますか？
- (尾田) 二点ご質問したいと思います。一点目ですが、中学生・高校生向けの教材を作成というお話でしたが、その予算はどこに付いているのでしょうか？

- (足立) どこについているのか、というのは？
- (尾田) それは29年度の学習の中に含まれておられるのでしょうか？
- (石橋) 尾田が言いたかったのは、中学生・高校生向けの映像教材を作るという予算がどの項に含まれているのかということです。手話に関するろう者の歴史をテーマに学習する教材に含まれるんですか？
- (足立) 分かりました。6頁の手話言語条例学習教材の作成・配布。この249万なにがしの中に含まれているものでございます。
- (尾田) はい分かりました。それからもう一点ですが、「新しい手話コミュニケーション環境の創出」のところ、遠隔手話通訳サービスについてなんですけども、基本データのほうでは年々増えているようになっていますね。ですが説明では、予算はこれまでどおりというお話だったんですけども、サービスは実質として増えているのに、予算は変わらないということで、その辺りをご説明いただけるでしょうか。
- (石橋) 事務局より、お願いします。
- (渡邊) 今、手話通訳サービスと電話リレーサービスの関係の質問でございました。事業の実績としては伸びているにも関わらず、予算のほうが大きく変わってこないのはなぜかという部分でございます。事業の実績と予算が連動して増えてくるという部分もありますし、経費として固定費的にかかってくる部分もございます。まず、一点目としては、固定費として年間利用実績に係わらず固定費としてかかる部分というのが予算の中で大きいという要素の一つでございます。実績に応じて金額が変わってくる部分も当然ございますけれども、こちらについては予算上ある程度利用実績が増えても大丈夫なように、予算上取っているというところがございまして、実績ベースでいうと、こちらのほうが金額が落ちてくるというような状況。大きくいきますとこの二点。固定的な数字が大きいということと、予算決算の枠がないのでちょっと分かりにくいというところがあったというふうに考えております。以上でございます。
- (尾田) 分かりました。ありがとうございます。
- (石橋) 時間がだいぶ経っていますが、ほかにご質問等ございますか？
- (藤井) 一番最初に県のほうから説明があったんですけど、その最後のところに、今日資料が配られた西部サロンのことなんですけど、私がちょっとよく理解ができなかったんだと思うんですけど、これは申請書が出ているので助成するかどうかというのをこの会で相談するということなんでしょうか。
- (石橋) 事務局よりお願いします。
- (明場) 説明がちょっと不十分で伝わりにくかったかと思えますけれども、本来こういったかたちで要望いただいた案件につきましては、施策推進協議会に図った上で予算に向けて要求をしていくという流れが、本来あるべき姿だろうと考えております。今回の件につきまして説明させていただいたんですけど、今まで開会できなかったという事情もございます。とは言いながら、予算作業的には、どんどん進んできているという状況もございました。このいただいた要望書を踏まえて、今回6月補正というのが基本的には「あいサポート条例」の施行に伴う予算として要求するものでございます。内容的にこの条例の目指すところである地域における障がいのある方と地域の住民との間での日々のそういったお付き合いの中で災害が起きたときとかには、共助の行動に結びつくことになるだろうという辺りで考えたときに、このいただいた要望書に考えておられる、地域の中で地域住民の方とつきあっていかれるという部分での内容というのは、本県の進めようとしている条例の主旨とも整合性が取れているという判断を

させていただきました。本来でしたらこの協議会に諮ってということだったんですが、その部分についてちょっと間に合わないということもございまして、県のほうで判断させていただいて要求させていただいたという流れでございます。その点ご承知いただければと思います。失礼しました。

(藤井) ありがとうございます。ただ、この資料は事前に一括して各自に送付されたと思うんですけども、この資料もいただきましたかなと思います。ありがとうございます。

(石橋) ほかに、いかがですか。

(今西) 要望として一つだけ挙げさせてください。2 頁のウの部分、手話検定と受講料です。学校や事業所のほうで、手話ができる方を広げたいというところも分かるんですが、地域のほうで手話通訳者養成研修等に参加している方、学校の先生だけではないですし、地域の方にも手話に興味を持ってもらうということを考えると、地域の方の、検定を受けることで資格を得て次へというような意欲を向上させるために助成を広げていただけたらいいなと思って、今後検討していただけたらと思います。よろしく願います。

(石橋) 事務局より、説明をお願いします。

(渡邊) 今西委員様から言っていただきました手話検定の助成の関係についてでございます。資料の2 頁では、教職員の方に対する助成制度のところでございますが、現在学校以外の部分の助成制度といたしまして、企業等の事業者様の従業員の方が手話検定等受験される際の受験料の一部、2 分の1 を補助するというふうに現行制度としてございます。これは、手話学習会開催事業費補助金とセットと申しますか、必ずしも両方一緒にということではないんですが、メニューの一つとして、手話学習を開講される経費の補助というものと、あとはその学びの目標と申しますか、講習学習会の補助金と手話検定の助成というものをセットで事業として組んでおります。ご意見ございました地域の方が受験というところについては、現行制度上では対応できておりませんので、企業等の事業者様にということで制度化しているもので、そういったご意見を踏まえて、また制度のほうも検討して参りたいと思います。以上でございます。

(石橋) では、議題1 と2 のほうは終了させていただいていいでしょうか。このあとお気づきの点がございましたら、またいただきたいと思います。

では、議題3 に入りたいと思います。手話バッジの活用方法についてご説明をお願いします。

(明場) 資料の9 頁をご覧いただきたいと思います。手話バッジの活用方法ということで提案させていただいております。26 年度の情報アクセスコミュニケーション研究会というところにおきまして、手話ができる人かどうかというのが外見ではなかなか分からない。手話ができる人、勉強中の人は、たとえば外観上分かるようなバッジのようなものを着けてくれると話しかけやすいというような意見がありました。その中で「あいサポートバッジ」と同じようなデザインを活用したらどうかというような意見もあったんですけど、そういったことを踏まえまして、あいサポートに手話を表す両手を添えたデザインというのを協議会の皆様とご相談しながら決定して、29 年の3 月にバッジを作成したところでございます。今お手元のほうにお配りをしておりますけれども、当初、このバッジの装着者としてのイメージとしては、手話通訳奉仕員、それからミニ手話講座とか、手話学習会の受講者など、挨拶程度の手話ができる人というのを想定していたところではあるんですけども、今年の9 月の県議会におきまし

て、「手話で日常会話ができること」が分かるように、バッジとかシールとか見える化したらどうかというようなご質問があったところでございます。そういった意見も踏まえまして、この辺りについては皆様方の幅広い意見をお聞きして考えていったらどうだろうというところがこのテーマでございまして。例として挙げておりますこれは、事務局としてのほんの例なので。こういうかたちがいいというところで、皆様のご意見をいただければと思いますけれども。例えば、手話で日常会話ができるというレベルの人についてお配りするとかたちではどうだろうかということで、手話通訳士、通訳者、奉仕員、例えば手話検定3級以上の合格者ということで考えたらという一つの案として提示させていただきます。以上です。

(竹ノ内) 補足ですが、先ほど皆様に資料のほうではこのバッジが分かりづらいということを考えまして、今、とりあえず現物のほうを配らせていただきました。ただ、これにつきましては今回どういった方に配布していくかということを検討していきますので、この会が終了しましたら、今お配りしましたバッジにつきましては、ご返却いただきますようよろしくお願いいたします。

(石橋) これはどのくらいの技術がある方が着けたらいいのでしょうか。皆様どのような方にこのバッジを着けていただいたらいいのか。皆様ご意見をお願いしたいと思います。

(藤井) あいサポートのバッジというのは、DVDを見てお話を聞いたら一応いただけるバッジです。支援したい気持ちがありますよという気持ちでバッジを着けますが、手話のバッジになりますと、このレベル以上の人じゃないと着けれないとなると手話サークルで学んでいる人たちなんか、ほんとに話はできないんだけど、でもろう者に会ったらなにか自分が手話を使ってみたい、表してみたいという気持ちある人がたくさんいらっしゃるんです。でも、このバッジを装着することと決まると、「あ、私はバッジ着けてないからできないわ。ほんとに話かけたいんだけど出来ないわ」という、なんか壁ができないかなと、ちょっと心配しています。どうでしょうか。

(石橋) ほかにご意見ございますでしょうか。

(今西) 先ほど言われたように、あいサポーターというのは、そういったことに興味がある、なにかしてあげようということでバッジがいただけるものだと思います。すごく悩ましいのが、ほんとに手話でろう者の方に話しかけたいときにこれがあると話しかけやすい。それもとてつごもつともな話で、着けていると話しかけた、話しかけたけどうまくできない、では大変申し訳ないかなあということがあるので、考えあぐねているんですけど。言われるように手話サークルにたくさん行っておられる人は多いんですけど、鳥取県民は自分を卑下するとか出来ていても出来ないということで遠慮されるんですよ。なので、ある程度できているけど私は資格はないですと言われるような方がたくさんいらっしゃいます。なので、あいサポートメッセンジャーとして来てますが、どうがいいのかある程度というのはどこまでのレベルにするものなのか、ここはちょっと考えあぐねるところです。以上です。

(石橋) 鳥取医療センター事務部長の徳永様、いかがでしょうか。

(徳永) すみません。今回手話に触れることが、この委員会に任命されて初めてでございまして、各学会なんかで手話の通訳の方がいろいろ交えながら、難しい手話をサポートされているというのはたくさん見るんですけども、町の中でということに関して遭遇したことはございませんで、いい意見が今のところ思い浮かんでおりません。大変失礼ですが、それが今の私の気持ちです。

- (石橋) ありがとうございます。鳥取県社会福祉施設関係者のあさひ園の前根様、いかがでしょうか。
- (前根) 私もちよっと判断しかねる問題なんですけども、私の施設では百人利用があるんですけども、そのうち手話が必要となる方が1名だけでして、ちょっとの確な判断ができないかなと思っております。申し訳ございません。
- (石橋) ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか？
- (下田) 実はこの手話バッジのことについて、うちのろうの教員と話をしたことがあります。「ほんとに、これ要るか？」と聞くと、「これがあると町で困ったときに、ああ、話しかけられるなあと思う」と応えました。ただバッジを付ける人が手話通訳士とか、通訳者、検定3級以上となっていますが、これが妥当かどうかということについては、首をかしげていました。それからもう一つ、手話バッジの目的は、ろう者の人が話しかけやすいかどうかをはっきりさせるためのものですね。でもさっきの話だと、ほかにもっと普及とか啓発という意味のバッジも造ってもいいのかなあと思います。「私は手話は下手だけど学んでますよ」というバッジがあると、なんか話しかけられるかな？と思ってもらえるんじゃないかなと。今は、普及啓発のためと、それから支援のためと、バッジを2種類がいいのか、それとも一つに絞るのがいいのか自分自身迷っていますが、そういう意見があったということをお伝えします。
- (石橋) ありがとうございます。市町村の職員の方であいサポートバッジを着けておられる方がいらっしゃいます。もし手話バッジを着けるとなると、いかがでしょうか。
- (小野澤) 今手話バッジの件でお話を伺ってます。町の中でろうの方が困られたときに、手話で会話ができるということが要請されていることにつきましては有効ではあると考えていますが、着けられる側からすれば、やはりそれだけの手話の技能を持っておられるかどうかというところで、町の中で突然手話で話しかけられて対応ができるかどうかという問題があるかと思えます。
- (石橋) 続きまして、岩美町さんいかがでしょうか。
- (坂口) たしかに話しかけやすいというのは今回の大きなテーマであると思っています。その中で、手話が分かる技能以上の者に限定するのがいいのかなどうか。少しランクを下げてもいいのかなと思ったり。あいサポートのこれ自体も「お困りの際はお声かけくださいよ」という意味を込めるので、それとの違いをやはり鮮明にしなければならぬのかなといったところで、その辺りは受け手といますか、それを利用したい方々のご意見を尊重するのがいいのかなというふうには今のところは思うんです。
- (石橋) ありがとうございます。では引き続きまして伯耆町さんいかがでしょうか。
- (谷口) 行政の立場で参加させてもらっていて、このことについて見解を求められましてもなかなか答えを持ち合わせていません。ただしですね、先ほど隣の方もおっしゃったように、このバッジがどういう目的で配布されているのかということについて立ち返れば、この条例のそもそもの目的があって、ろうの方とろう以外の方とのコミュニケーションを、要するに共生社会を作っていくという本来の条例の目的があるとするならば、コミュニケーションツールとして、これがある印になるというふうに思いますし、もう一点、いわゆる手話条例ですね、手話を介在させてコミュニケーションを図っていくというこの条例の目的を鑑みれば、それ以外のバッジ「支援していますよ、応援していますよ」というような位置付けのバッジも、もしかしたらあってもいいかなというような、私はそういう考えを今の段階では持っています。なので、そもそも

このバッジはなんのために、なんの目的で着けるかということがそこへ立ち返らないといけないなと思います。

(石橋) 事務局よりきっかけとなった目的の説明をお願いします。

(明場) 議論の始まったきっかけとしましては、26年度の情報アクセスコミュニケーション研修会という場におきまして、手話ができる人かどうか外見では分からないということ。それから手話ができる人とか、勉強中の人とかは、なんか外観上分かるような、バッジのようなものを着けてくれたらろう者のほうから話しかけやすい。まさにろう者と聞こえる人とのコミュニケーションということだと思いますけれども、という話が当初の議論では出てきたということでございます。一方、28年9月の県議会において、手話で日常会話ができるよう、バッジやシール等による見える化ということを、「私は手話ができます」とか、そういったことが分かるようにしたらどうかという質問があったというところでございます。この質問があったことによって、当初の目的とちょっと話しが混乱してきているところはあるんですけども、その辺も含めてご議論いただけたらという思いで出させていただいたところでございます。説明としては以上です。

(石橋) ありがとうございます。谷口委員、よろしいでしょうか。

(谷口) よろしいです。

(石橋) ありがとうございます。では警察の立場でご参加いただいております松原様どうでしょうか。

(松原) 失礼します。警察の中で手話バッジのお話をさせていただくのは非常に難しいので、個人的な意見として話させていただいてよろしいでしょうか。個人的には、あいサポートバッジを着けさせていただいて、このサポートバッジについては、先ほどから話があるように、いろんな障がいを持っておられる方から、安心して声をかけていただけるなということで、講習を受けて着けさせていただいております。手話のバッジを着けるかというのと、このバッジを着けるとなると、資格ということに通じてくからへんかなという気持ちがあります。全体の中でサポートバッジと同じような感じで着けていただきたいという気持ちもあるかもしれませんが、いざ着けるとなったら、やっぱりこれを着ける以上は話しがある程度できるという自信がないと着けれないんじゃないかと思ってます。で、資格バッジとなるとちょっと主旨が違ってくるのかなと思ってますので、いい回答じゃないかもしれませんが、なかなか、着ける着けないというところで、非常に難しいかなって感じました。以上です。

(石橋) ありがとうございます。続いてNHKの森脇委員をお願いします。

(森脇) 個人的な意見しか申しあげられないんですけども、素人ながら考えますと「話しかけたい、助けてもらいたい」という方が、どのレベルを求めておられるのかということなのかなと。じゃあ、ここで当初挨拶程度ができれば着けていただくということであれば、話しかける人も、とにかくスキンシップじゃないけど、コミュニケーションを求めてという程度で話しかけるとい、そういう場の想定でそれはそれで活きると思うし、いやその程度ではなくてほんとに困っていることについてきちんと対処できるような場合に話しかけたいという人をろう者の方が求めているのであれば、ここにあります3級以上の方に着けていただくほうが良いのかなあとと思います。ですので、私としましてはその求める側の、なにをどの程度求められるのかというところを基準に考えたほうがいいのかと個人的には思うところで。

(石橋) ありがとうございます。では労働局の前田委員をお願いします。

(前田) 私の立場としては、これは軽々にお答えできることではないと考えております。個人的な考えをお話しします。労働局職員は全員あいサポートバッジは着けているところです。ハローワークの感触では、これを着けているだけで障がいのある方にとってはすごくハードルが低いといえますか、役所というのとはとにかくやたら敷居が高いイメージがあるんですけど、これを着けているだけで相談しやすいなあということ言っていたらいいところがたくさんありますし、私もそういう経験がございます。そういう意味からいうと、この度の手話バッジの件なんですけど、とてもいい取組をなされようとしているというふうに感じますが、議論の中のハードルが幾分高すぎるかなど。もうちょっとハードルを下げて、完璧に手話ができるというレベルでなくてもいいんじゃないかということを考えているところであります。

(石橋) ありがとうございます。今、全く手話に関わりを持っておられない方々のご意見も頂戴いただきました。たしかに私は当事者としてそこまで手話技術を求めているわけではありません。気楽に話ができ、なにか困ったことができ、なにか困ったことに声がかかけあえる、そういうレベルで問題は無いと思っています。今後、また議論を重ねていきたいと思っております。また6月議会で出されます「あいサポート条例」の絡みもあろうかと思っておりますので、それも含めましてこの手話バッジの在り方について、また議論させていただきたいと思っております。この件については、以上で終らせていただいてもいいのでしょうか。なにか結論を決めなければいけませんか？その辺りを事務局よりご説明をお願いいたします。

(明場) まとまれば一番よかったんですけど、なかなか皆さんのご意見を聞きますと、無理矢理一本化できる話でもないと感じておりますので、これにつきましては継続案件とさせていただきます。

(石橋) ありがとうございます。

残り時間が後5分になりましたが、最後の議題の説明をお願いします。

(明場) 最後の議題になります。「あいサポート条例」について説明させていただきます。資料10頁をご覧ください。あいサポート条例につきましては、この6月議会で提案するというかたちで、今まで別に検討委員会という場を設けまして、そちらのほうでいろんなご意見をいただきながら進めてきたところでございます。本日ここでお示しさせていただく主旨としましては、こういったかたちで進んでいるということをご承知いただいて、周知の意味でご説明させていただくということでございます。それではまず簡単に説明させていただきますが、制定の目的ということでございます。本県は今まで「あいサポート運動」ということで取り組んできました。ただこれを進めていく中で、いろいろな新たな問題というのが出てきています。例えば先の鳥取県中部地震において、障がい者に対する対応がどうだったのかとか、例えば情報アクセスコミュニケーションの話だとか、そういった課題も含めながら障がい者の皆さんがより地域の中で自分らしく安心して住める社会というのを築いていくべきではないかという目的でこの条例を制定するものでございます。大きな柱として四つの大きなテーマを掲げております。②のところの条例案の内容の一番上のところに五つの黒いポツが並んでいると思っております。このうちの四つですね。これが今回の大きな四つの柱とさせていただいてよろしいかと思っております。

まず最初に、「県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進します」ということが書いてあります。これは何を言っているかということ、今現在展開している「あいサポート運動」、今まで特に条例とかに基づいてやってきたわけではないんですけど、

これを改めて条例の中で位置付けて、改めて運動として推進していこうということを意図しております。

そして二つ目、「障がい者を理由とする差別の解消に向けて取り組みます」ということとでございます。これは昨年の4月に「障害者差別解消法」というのが施行されました。それぞれいろんな場面で、皆さん、研修とか開催して周知には努めておるところではあるんですけども、それを引き続き啓発活動としてやっていく。そして障がい者の差別の解消に向けて、相談できる機関をより充実化させていく、そういったことも考えております。

そして三つ目、「障がい者が障がいのない者と同等な日常生活を営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障します」ということとございまして、障がいのある方も自分自らが情報を取りにいく情報アクセシビリティ、あるいは障がいのない方とのコミュニケーションをする、そういう場面で障がい者サイドのそういった部分に支障の出ないような普段の日常生活が営めるようなかたちでの情報アクセシビリティとかコミュニケーションを保障していくということを考えております。

そして四つ目、「災害が発生した場合において、障がい者が安心・安全に避難し、生活できるように支援する」ということとでございます。これが先ほど言いました鳥取県中部地震において、そのときの対応がどうだったのかということ、いろいろなご意見をこれまでの検討会の中でいただきました。例えば、聴覚障がい者の方からは震災直後に誰も声をかけてくれなかったというようなご意見もいただいたところでございます。そういったことを含めて先ほどもちょっと触れましたけれども、地域において障がいのある方が地域住民の方ともっと出会う機会を増やすというようなことを通じて、そういうときに共助の行動が取れるように考えております。

そして最後に五つ目、これはまとめ的なことと書いております。そのほかに障がい福祉のサービスを充実させることとか、虐待防止の促進、医療・福祉の連携及び環境の整備として、就労とか文化芸術・スポーツということで規定しております。これらは基本的にはそれぞれの個別法がありますものですから、基本的にはその法律の中で進めていく話なんですけども、この条例におきましてはちょっと違う切り口で進めていくということとでございます。総合的な観点で入れているものでございますので、そういったことで決めているというところとでございます。これにつきましては、それぞれ行政の役割とか、事業者の役割、県民の役割というようなことで定めております。そして一番下のところに、どういったことをやるかという辺りについて書いておりますので、これについては説明のほうは割愛させていただきますが、とりあえずそういったかたちで今6月議会に向けて条例の制定作業を進めているというところとでございます。以上でございます。

(石橋) ありがとうございます。今回、新しい条例について今ご説明いただきました。とくに質問の時間は設けません。

時間になりましたけれども、この会が久しぶりということで皆様どこから意見を言っているのかという状況だったと思います。やはり今後は定期的開催をしたいと思っております。今後の施策推進協議会の在り方、また予定などが分かりましたら、今年度何回開催の予定なのか等も含めましてお話しいただけますでしょうか。

(明場) 今後の進め方、この会の在り方についてでございます。まず基本的に秋口に予算要求という作業がございます。それに向けて皆様のご意見をいただくような場をまず1回設けようと思っております。それがまず1回目、今回を含めて2回目になるんですけ

ども。それで予算要求しまして予算が決まって、2月か3月に次年度に向けてその予算をどうやって活用していくかというような議論ができればいいかなというふうに考えております。ということで、秋口までには1回、それから年度末に1回ということで今年度3回ということで考えております。昨年ちょっと不十分だった点深く反省しておりますので、今年度はできるようなかたちで進めたいと思っております。以上です。

(石橋) この施策推進協議会が3回ということで、また皆様そのときが来ましたら出席いただきたいと思っております。それから福祉課のほうもいろんなイベントがあり大変だと思っておりますが、この推進協議会はホームページにもアップされております。資料また議事録もすみやかなアップ・公開をお願いしたいと思っております。

では最後に事務局のほうから、ご連絡などございますか？ありがとうございました。

では2時間あっという間の会でした。十分な議論ができなかったかもしれませんが、皆さんありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。